

第3節 防衛省・自衛隊の組織

防衛力の中核である自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えたさまざまな部隊、機関で構成されている。

防衛省・自衛隊が、新たな時代の政策課題に的確に対応するためには、組織も時代にあったものとなるよう常に見直しを行っていくことが必要とされている。このた

め、防衛省では、昨年度に政策機能や地方との協力体制の強化などのための組織改編を行ったところであり、今年度には所掌事務のより適正かつ効果的な遂行を確保するための組織改編を行うこととしている。

本節では、防衛省¹・自衛隊の組織とこれらの組織改編について説明する。

1 防衛省・自衛隊の組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊（陸自・海自・空自）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備本部、防衛施設庁など、さまざまな組織で構成されている。

(図表Ⅱ-3-3-1・2 参照)

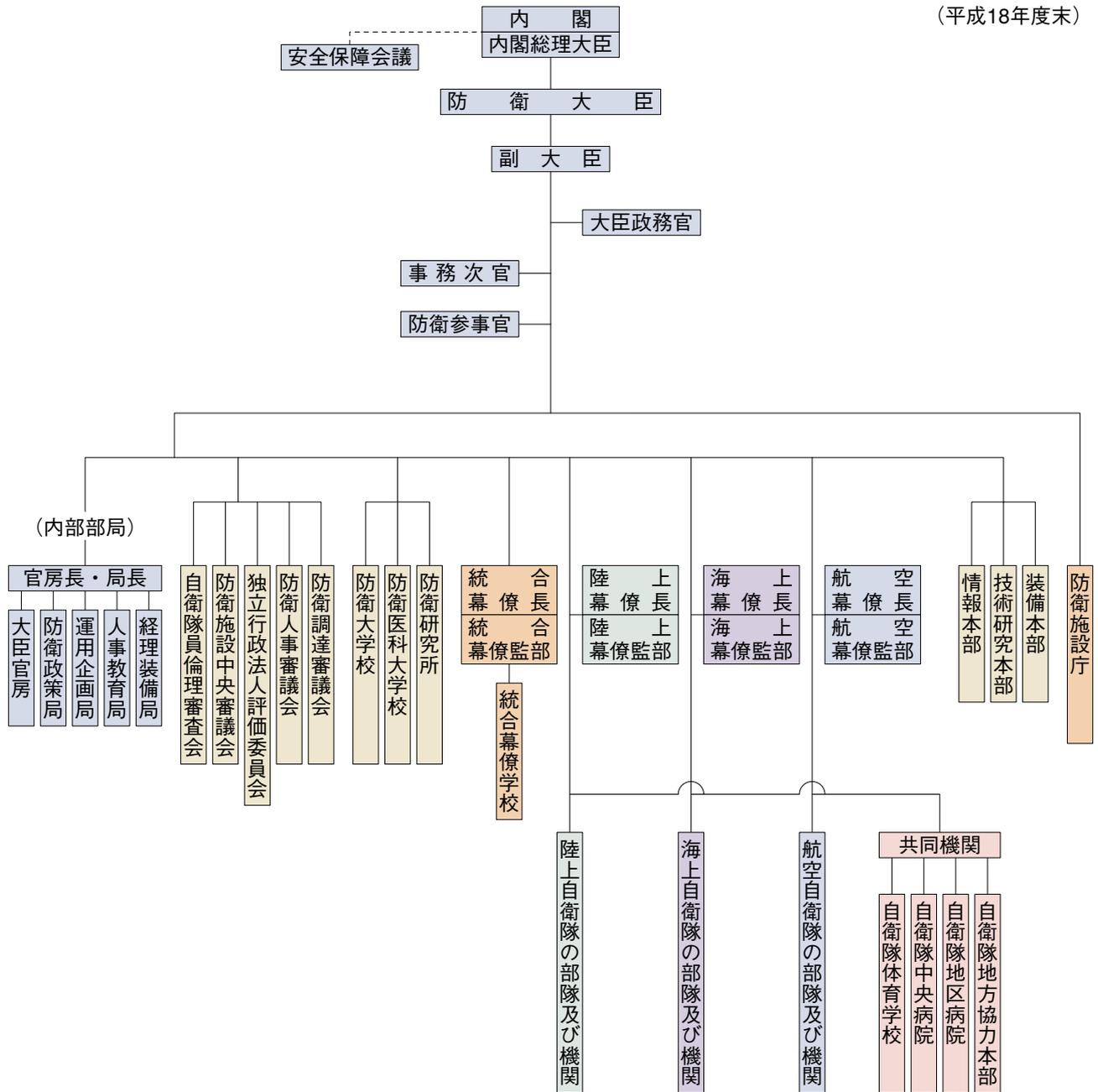
2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣および2人の防衛大臣政務官が防衛大臣を助ける。また、事務次官が防衛大臣を助け、事務を監督することとされているほか、基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する防衛参事官が置かれている。

さらに、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統合幕僚監部（統幕）・陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および局長はその所掌に應じ、防衛大臣が統合幕僚長（統幕長）または陸上幕僚長（陸幕長）・海上幕僚長（海幕長）・航空幕僚長（空幕長）に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点からの防衛大臣の補佐を一元的に行う。陸・海・空幕は、各自衛隊の隊務（運用を除く）に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、各自衛隊の隊務（運用を除く）に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

1) 「防衛省」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅱ-3-3-1 防衛省の組織図



図表Ⅱ-3-3-2 防衛省の組織の概要

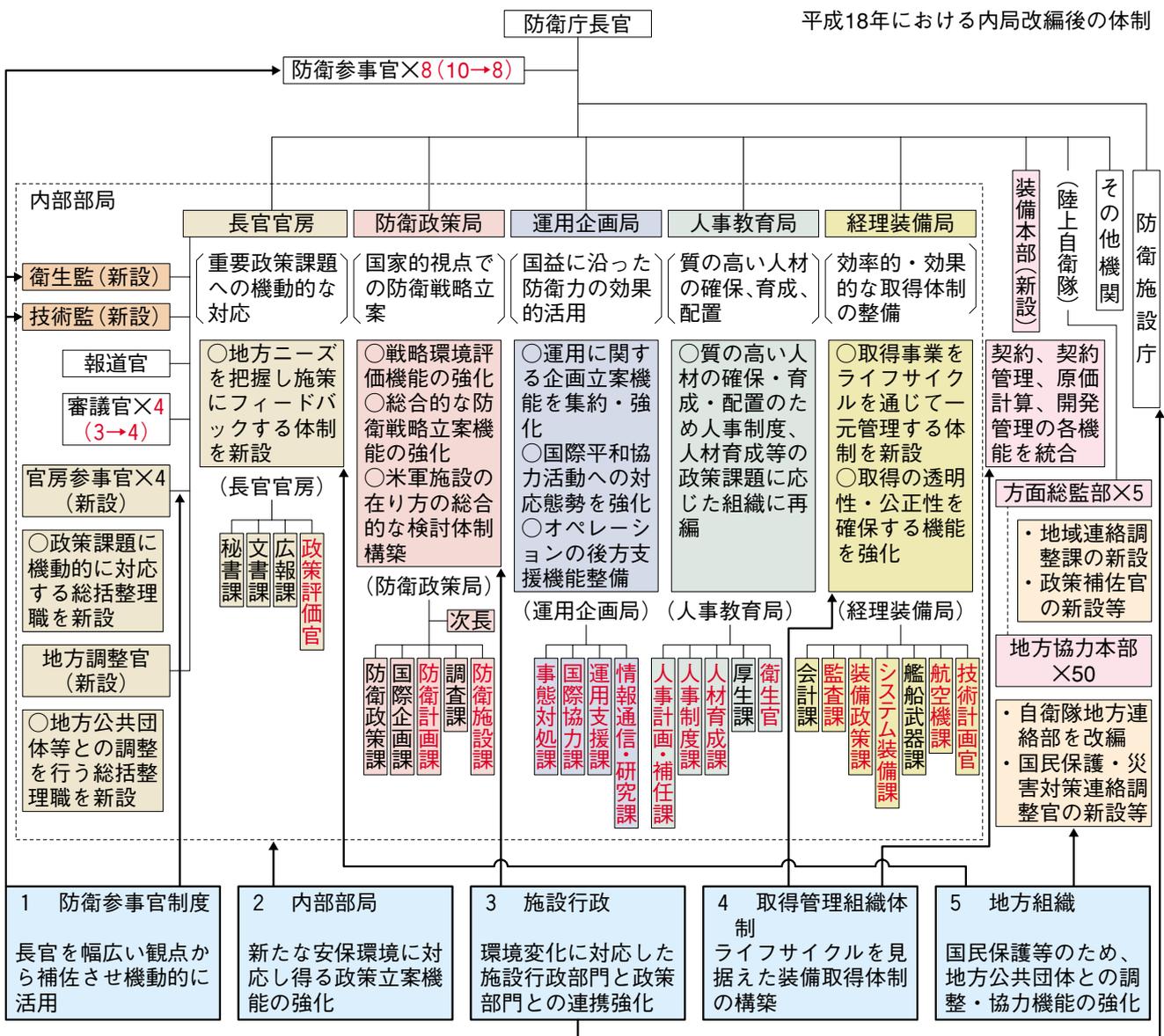
組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団および旅団 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成
海上自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援に当たる。
航空自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、および高射群（地对空誘導弾部隊などからなる。）などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の幹部自衛官を育成するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科（前期および後期課程）および修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の知識および研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の知識および研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など、各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成。
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器（NBC）対処や食料に至るまで幅広い。
装備本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達に関する事務を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・効果的なコスト管理を通じて装備品のライフサイクル管理の強化を推進 ○本部と地方機関である5つの支部で構成
防衛施設庁 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務および周辺対策、在日米軍に勤務する従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関 ○本庁と地方支分部局である8つの防衛施設局で構成

2 防衛庁の組織改編(昨年度)

新たな安全保障環境下における政策課題に適切に対応するとともに、防衛庁長官(当時)の補佐体制の充実・強化を図るため、04(平成16)年8月、防衛庁長官(当時)から組織検討に関する長官指示が発出された。これを受け、庁内で幅広く検討を行い、05(同17)年8月に

検討の最終報告を行った上で、平成18年度予算に計上し、所要の法改正を行い、昨年7月に防衛参事官制度の見直しや内部部局、地方組織および取得管理組織などの改編を行った。改編の概要は、図表II-3-3-3のとおりである。

図表II-3-3-3 昨年度組織改編後の組織図(省移行前)



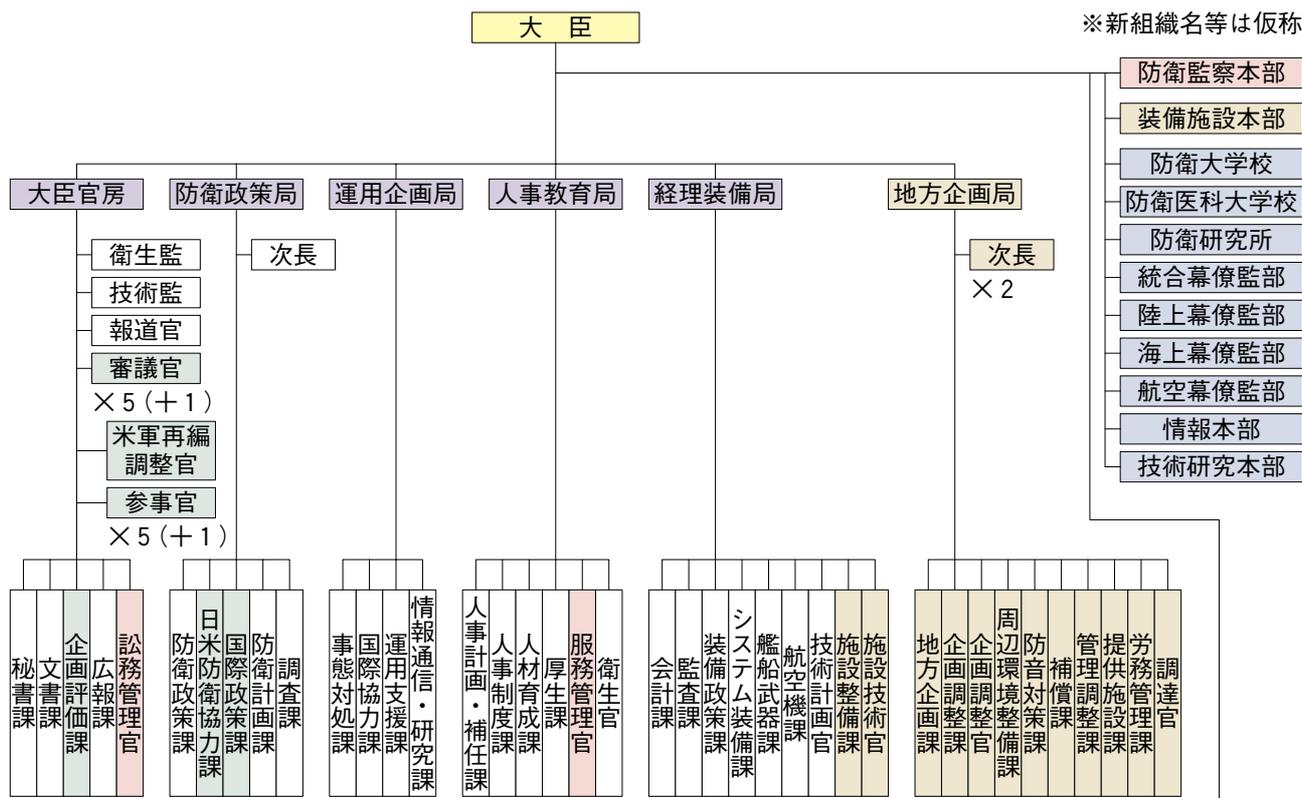
3 防衛省の組織改編（今年度）

防衛省は、昨年度の組織改編後も、入札談合などの問題をいかに防止していくべきか、省としての政策立案機能や危機管理能力をいかに高め、国民との接点を重視した体制をどのように構築していくべきか、米軍再編を円滑に進めるために組織上工夫すべき点はないか、などの

観点から検討を進め、今年度に大規模な組織改編を行うこととした。ここでは、検討の経緯と新たな組織の概要などについて説明する。

（図表Ⅱ-3-34 参照）

図表Ⅱ-3-3-4 今年度組織改編後 組織図（予定）



※新組織名等は仮称

ポイント

- 政策機能の強化
 - 施設庁の機能統合
 - 職員の法令遵守の徹底
 - 地方との接点を重視
- 日米防衛協力、米軍再編、政策評価など安全保障担当官庁としての政策立案機能を強化
 - 施設庁の廃止に伴い、同庁が担ってきた機能を内局および装備施設本部に移管して適正に遂行
 - 職員の法令遵守、服務規範意識を徹底するとともに、監察・管理体制を強化
 - 従来の防衛施設局の機能とともに、防衛行政全般の地方における拠点としての機能を付加

地方防衛局

（札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇）

1 検討の経緯

昨年1月30日、防衛施設の建設工事に係る競売入札妨害の容疑で、防衛施設庁の幹部職員などが逮捕された。これを受け、防衛庁（当時）では、「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」および「防衛施設庁入札談合に係る抜本的対策に関する検討会」を設置し、事実関係の徹底究明および再発防止策を検討した。この検討において、組織については、①防衛施設庁を解体し防衛本庁に統合、②建設工事の発注手続に係る相互牽制機能を強化、③全庁的な監査・監察機能を強化することとされた。

昨年3月には、与党からも提言があった。自由民主党では、国防部会の下に置かれたプロジェクトチームが提言をまとめた。この中では、大臣直轄の強力な内部監査制度を創設すること、契約部門と積算部門を分離し相互監視機能を発揮させること、内部部局および地方組織を大幅に改編することなどが盛り込まれていた。公明党では、安全保障部会から防衛庁（当時）に対し申し入れが行われた。この中では、防衛施設庁の機能の本庁への移行、相互牽制機能の強化、監査機能の強化などによる大幅な再編を行うべきと記されていた。

このような提言も行われる中、8月末までに、各種の論点を整理し、組織の細部を確定させた上で概算要求を行う必要があった。このため、昨年4月7日、額賀防衛庁長官（当時）を長とする「防衛施設庁解体後の新たな防衛組織を検討する委員会」を設置し、概算要求に向け、組織検討を行った。

こうした検討を終え、昨年8月末に概算要求を行い、政府部内の調整および国会での予算の審議を経て、今年度予算に新たな組織が盛り込まれた。新たな組織は、本年中に改編される予定であり、その主たる改編の内容は次のとおりである。

2 防衛施設庁の廃止と防衛省本省への統合

防衛施設庁を廃止し、その機能を本省に統合するに際しては、①施設行政をより適正かつ効率的に執行する体制の構築、②これまで防衛施設庁が担ってきた地元との

関係の維持・発展、③施設行政のみならず防衛行政全般について地方公共団体などとの協力体制の構築、との点を重視して行うこととしている。

米軍再編の円滑な実施や多様な事態への実効的な対応など、新たな時代の政策課題に適切に対応するためには、地方公共団体や地域の住民の方々など、地方との緊密な関係を構築することが防衛省にとって一層重要になっている。

このような観点から、防衛施設庁施設部および業務部が所掌していた地元調整、周辺対策、施設の取得・管理・返還、駐留軍への提供施設の整備、物品役務の調達、労務管理などの機能を内部部局に移行し、その上で、施設行政を含め、地方との接点となるべき局を内部部局に新設する。所掌上も、施設行政に加えて、地方公共団体や地域住民の理解および協力の確保に関する事務を明記する。

また、防衛施設庁建設部が所掌していた建設工事の実施に関する機能については、入札および契約の実施の基準に関する事務は内部部局（経理装備局）に、それ以外の実施に関する事務（技術的基準の作成、計画の審査など）は装備施設本部に所掌させることとし、建設工事に関する事務について更なる公正性・透明性を確保する体制を構築する。

このような改編により、防衛省の政策課題に対する企画立案を内部部局が行い、これに基づく実施的な事務については装備品などの調達と合わせて装備施設本部が担当することとなり、より効率的な政策や施設整備の実施が可能になる。

3 内部部局の改編

省移行を契機として、政策官庁として国民の期待と信頼に応えていくことが防衛省には求められている。これらの期待や信頼に応えるためには、米軍再編や多様な事態への実効的な対応などの新たな時代の政策課題に適切に対応することが必要である。このため、防衛省が政策官庁として、さまざまな政策オプションを提案し、実現していけるよう、内部部局の改編を行う。具体的には、

① 新たな課題や多様な事態に適切に対応するための政

策立案機能の強化という観点から、大臣官房に「企画評価課（仮称）」、防衛政策局に「日米防衛協力課（仮称）」などを、

- ② 米軍再編をより円滑かつ着実に実施していくため、担当審議官およびそれを補佐する「米軍再編調整官（仮称）」を、それぞれ新設する予定である。

また、各国との防衛交流や信頼醸成をより戦略的に行っていくための国際機能の強化（「国際政策課（仮称）」への改編）や、職員の服務に係る企画立案機能の強化（「服務管理官（仮称）」の新設）なども行う。

4 防衛監察本部の新設

防衛施設庁入札談合等事案のほか、情報流出事案、薬物事案など、国民の信頼を大きく損ねる事案が生じたことを踏まえ、このような事案の再発を防止し、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するためには、全省的に厳格な監察体制を整備する必要がある。このため、防衛監察監を長とする防衛監察本部を新設する。

この組織は、独立性の高い大臣直轄の特別の機関とし、防衛監察監は、大臣の命を受けて、全省的な監察を実施する。防衛監察監は、準次官級とし、防衛監察本部には、

部外者の任用も含め、所要の人材を配置し、その知見を活用する予定である。防衛監察本部は、特に法令遵守という観点から監察を行い、重層的な監査・監察体制を確立する。

5 地方防衛局の新設

防衛省と地方との関係は重要性を増している。このため、防衛施設庁の廃止・統合に際し、防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局と装備本部の地方機関を統合し、防衛政策に係る地方との調整・協議など、地方における防衛行政全般についての拠点の機能を担う地方防衛局を防衛省の地方支分部局として設置する。

地方防衛局は、その地方における防衛行政の総合的な拠点となるべきものであり、具体的には、

- ① 防衛施設局が担ってきた地方における施設行政にかかわる事務、
 - ② 装備本部の地方機関が担ってきた装備品の調達などにかかわる事務、
 - ③ 防衛省の所掌事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保にかかわる事務、
- を所掌する。